

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第26条 原子炉制御室等

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料5-1
提出年月日	令和5年3月30日

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.8.0）	26条-15	設置許可基準規則の条文の読点を適正化した。 「,」→「、」	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.8.0）	26条-30	以下のとおり記載を適正化した。 （旧） （5）中央制御室の居住性維持 中央制御室空調装置は、～中略～できる設計とする。 また、必要に応じて～中略～できる設計とする。 中央制御室外での火災等により～中略～できる設計とする。 （新） （5）中央制御室の居住性維持 中央制御室空調装置は、～中略～できる設計とする。 また、必要に応じて～中略～できる設計とする。 中央制御室外の火災等により～中略～できる設計とする。	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.8.0）	26条-別添1-9	（2）重大事故時の想定シナリオ の法令名の読点を1箇所適正化した。 「,」→「、」	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.8.0）	26条-別添1-63～65	項目記号を以下のとおり適正化した。 （旧） （a）→(a), （b）→(b), （a）→(a)	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.8.0）	26条-別添1-77	表3.4-1については追而であることを明示できていなかったが、SA被ばく評価を記載したものであるため、追而の反映として表を差し替えた。	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.8.0）	26条-別添1-87	便覧名のスペースを削除した。 （旧）「空気調和・衛生工学便覧_空調設備篇」 （新）「空気調和・衛生工学便覧空調設備篇」	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.8.0）	26条-別添1-92	（2）チェン징ングエリア用の可搬型照明の扱い の59条解釈文の読点を適正化した。 「,」→「、」	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.8.0）	26-別添2-iii	SA被ばく評価の追而反映として、目次を修正した。	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.8.0）	26-別添2-1-1	以下の記載を適正化した。 （旧）最近10年間の気象状態 （新）1998年1月～2007年12月の気象状態	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.8.0）	26条-別添2-添1-2-2	・以下の気象検定に係る記載を適正化した。 （旧）…当該1年間の気象データが長期間の気象状態を代表しているかどうかの検討… （新）…当該1年間の気象データが異常か否かの検討…	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.8.0）	26条-別添2-添1-2-9	以下の気象検定に係る記載を適正化した。 （旧）…至近の気象データを用いた検定についても行った。 （新）…至近の気象データを用いた検定についても参考として行った。 （旧）…標高20mの観測データについては0項目であったことから、棄却数が少なく検定年が長期間の気象状態を代表していると判断した。 （新）…標高20mの観測データについては0項目であった。	